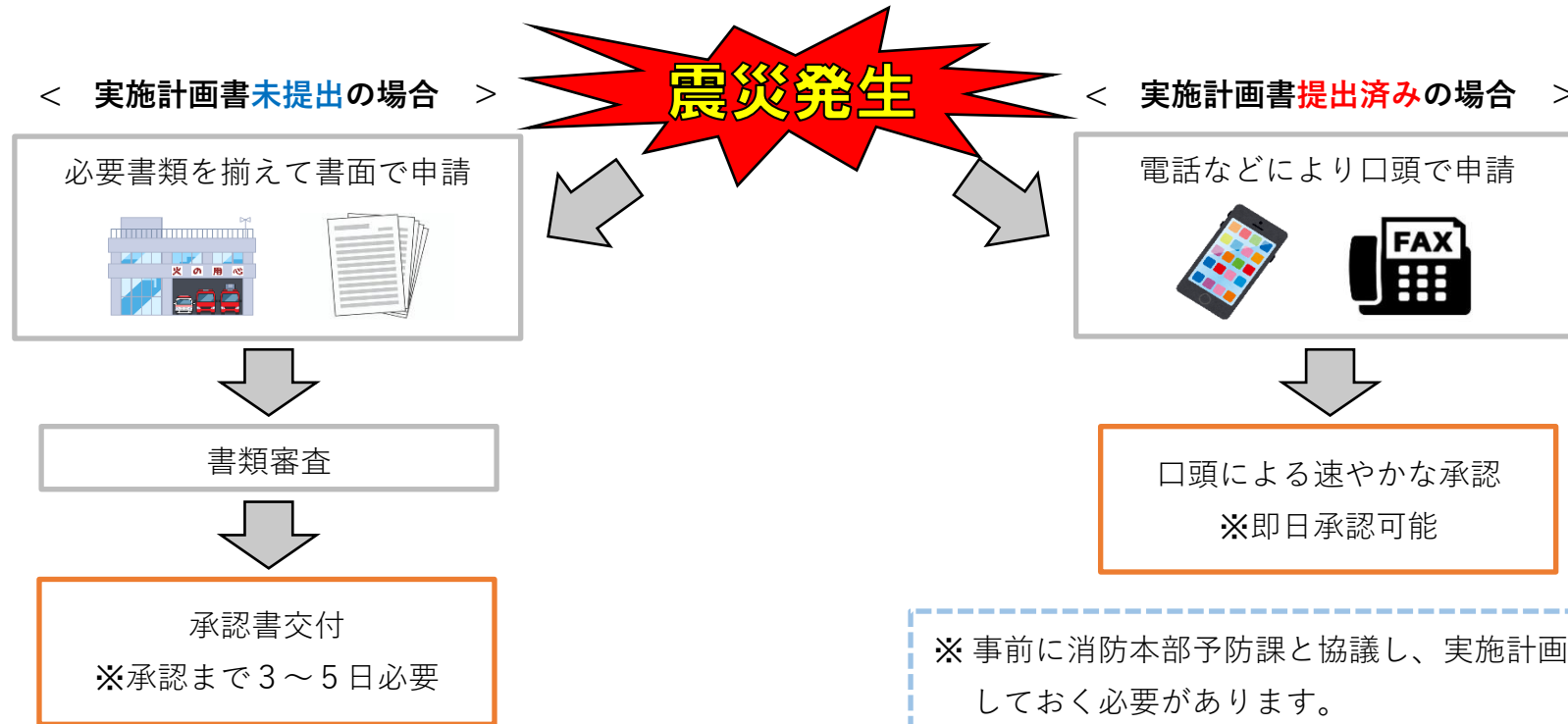


震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手続きに関するフローチャート



※ 震災時等であっても、原則申請書および必要書類の提出が必要となります。

※ 震災時は、消防側も災害対応業務に従事しているため、通常の手続きが困難になり、承認まで時間を要することが考えられます。

※ 事前に消防本部予防課と協議し、実施計画書を提出しておく必要があります。

※ 申請書は、来署等が可能となり次第、速やかに提出しなければなりません。